

## ★人権の普遍性と非同盟運動の立場＝アゼルバイジャン政府の声明から

非同盟運動の議長国アゼルバイジャン政府は非同盟運動を代表して、国連総会第三委員会と人権理事会の討論で以下のような立場を表明した。

### ◆人権の普遍性を口実にした価値観の押し付けに反対

ジュネーブの第 43 回国連人権理事会の第 2 議題についての一般討論（2 月 27 日）で、国連人権高等弁務官の活動と「普遍的・定期的レビュー（UPR）（注）」について、非同盟運動を代表してアゼルバイジャン政府代表が次のように声明を読み上げた。

非同盟運動（NAM）を代表して意見を申し述べます。

NAM は、二国間および多国間の人権問題について加盟国との建設的な関係を強化するというミシェル・バチエレ高等弁務官の決意を歓迎します。また、国を分け隔てすることなく、人権の普遍性を支持して公平に対処する必要があるとの彼女の意見に同意します。UPR（普遍的・定期的レビュー）は、すべての加盟国の人権の発展と問題点の絶え間ない見直しをおこなうための重要なツールです。

（注）国連では、人権分野への対処能力強化を目的として、2006 年 3 月に採択された総会決議に基づき、同年 6 月までの人権委員会に替えて人権理事会が創設された。その後、人権理事会は制度構築を 1 年かけて行い、2007 年 6 月に制度構築の合意テキストが採択され、「UPR（普遍的・定期的レビュー）」制度が具体化された。2008 年 4 月より審査を実施（日本外務省 HP）。

高等弁務官が世界レベルでおこなっている人権促進の努力を評価します。世界の人権状況は、後継の高等弁務官がすべての利害関係者と協力して人権を建設的に促進することを必要とします。

ミシェル・バチエレ高等弁務官は、人権の規範が大きな脅威と攻撃にさらされている世界に立ち向かい、国連と国際社会にとって重要な時に事務所を率いています。私たちは、多くの地域でおきているさまざまな差別行為や経済的、社会的権利の侵害、テロ対策に関連した人権侵害、憎悪に基づく攻撃に関する高等弁務官の懸念を共有します。

非同盟運動は、ガザ地区と東エルサレムを含むパレスチナ占領地の状況が悪化し続けていることに重大な懸念を表明します。そして現状をそのままにしておくことはできず、国際社会が緊急の注意払うことが必要であると強調します。

民主的価値観の後退や長引く紛争、不平等、貧困、人種およびその他の形態の差別など世界的規模の人権問題が増加しています。したがって高等弁務官と同事務所の仕事にたいする国連加盟国の期待は、かつてなく高まっています。

高等弁務官がその任務を遂行するにあたっては、加盟国がかかえる課題と国家的背景および状況を念頭に置き、自らの行動に客観性と独立性、公平性をもたせなければなりません。新たな実行を押し付けることは避け、当該国の要請に従って人権分野での行動計画を支援する建設的な対話と協力をおこない、助言やサービス、技術的および財政的支援を提供しなければなりません。

高等弁務官は、国連総会決議 48/141 に沿って、国連憲章と世界人権宣言を厳格に守り、国家の主権と領土保全および国内管轄権を尊重し、すべての人の人権が普遍的かつ不可分、相互に依存し関係をもっていることを保証しなければなりません。

世界中で戦争や武力紛争がおきており、国内避難民や難民など人権侵害の被害者が増加しています。ミシェル・バチレ高等弁務官は、これらの脆弱な人々により焦点を合わせ、侵害された権利を回復する効率的な行動をとる必要があります。

NAM は、すべての人々が人権の保護と促進のために自分たちにふさわしい価値観と原則を選択する権利を尊重し、一部の人々が人権の普遍性を口実にしてみずからの価値観と文化を押し付けようとする試みを拒否する必要性を再確認します。

最後に NAM は、高等弁務官と建設的に協力して、人権制度の信頼性を強化し、文化的多様性の包含と相互理解および尊重に基づく国際秩序を構築する決意を再確認します。(了)

(非同盟議長国アゼルバイジャンのホームページから)

◆特定国の人権状況にかんする決議案に懸念を表明

2019 年秋の第 74 国連総会第三委員会に提案された北朝鮮、イラン、ミャンマー、シリアの人権状況についての決議案について、非同盟運動（NAM）を代表して同議長国のアゼルバイジャン代表が同年 11 月 14 日、以下のような声明を発表した。

NAM を代表して議題項目 70（c）に基づく決議案「人権状況と特別報告官及び代表の報告」について意見をのべます。

2019 年 10 月にアゼルバイジャン共和国のバクーで開催され第 18 回非同盟諸国首脳会議に参加した政府首脳は、人権理事会が国連総会の補助機関として、すべての国の人権状況について、協力と建設的な対話に基づいて、「普遍的および定期審査（UPR）」の文脈で、検討する責任と役割をもっていると強調しました。

首脳たちはまた、国連総会第三委員会や人権理事会で、国を特定した決議が選択的に採択されるという行為が引き続き広がっていることに深い懸念を表明しました。これらの行為は人権を政治的目的のために利用する道具となっており、人権問題に取り組む際の普遍性、公平性、客観性、非選択性の原則に背反し、普遍的に認められたすべての人の人権を効果的に促進し保護するための不可欠な原則としての協力を損なうものです。この点で首脳たちは、政治化と二重基準および国を特定した決議の拡散に対する懸念を表明したのです。

非同盟運動（NAM）は、この第 3 委員会の活動と人権理事会との間の一貫性と補完性を高める必要性を再確認します。それは活動の不必要な重複を避け、人権状況に対処する際の両機関の建設的な関係を創出するためです。

さらに非同盟運動の加盟国は、UPR が主要な政府間協力メカニズムとして、すべての国の国家レベルの人権問題を分け隔てなく、関係国の完全な関与とともに、またその能力構築の必要性に十分な考慮を払って見直し行うものであることを強調します。

これに関連して、UPR の実行は客観的で信頼できる情報に基づいた、行動指向の協調メカニズムとして、また、審査中の国の完全な関与を伴う相互の対話として、公平で透明かつ非選択的、建設的、非対立的、非政治的な方法で確実に行われるようにすることの重要性を繰り返しました。これに加えて UPR 報告書には、審査中の国家が、他国からうけている一方的な強制措置によって人権がどのような影響をうけているかの評価をとまなう言及が含まれなくてはなりません。

非同盟運動（NAM）は、適切な国際法としての国連憲章と他の主要な国際人権文書にしたがって、人権の促進と保護、および世界的に認められているすべての人権の普遍的な尊重と遵守、保護を促進する義務を果たす約束を重視することを再確認します。

したがって非同盟運動の加盟国は、人権と基本的自由にたいする全面的かつ体系的な侵害、その完全な享受に対する重大な障害や暴力的な行為が広がる状況に強く困惑しており、明確な非難を繰り返します。

結論として、非同盟運動（NAM）は、開発の権利を含むすべての人権は普遍的で不可侵、不可分、相互依存、相互関係にあることを確認します。また人権問題への取り組みは、グローバルの文脈の中で、建設的、非対立的、非政治的、非選択的な対話を基礎にしたアプローチを通じておこなわれなければならないこと、さらに指針として客観性、国家主権と領土保全の尊重、内政不干渉、公平性、非選択性、透明性もった公正、公平なやり方で、各国の政治的、歴史的、社会的、宗教的、文化的特性を考慮に入れて取り組む必要があることを再確認します。

（了）

（非同盟議長国アゼルバイジャンのホームページから）